

令和5年5月8日

保護者各位

福井市東安居小学校
校長 林 秀 昭

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う変更について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染法上の位置づけが5類感染症に変更されました。

本校では、市教委からの指示に沿いながら、今後の感染症対策を下記のように講じ、学校運営を行っていきます。

つきましては、下記の感染予防について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 変更のポイント

- お子様本人に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、「出席停止」扱いとなります。（発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。）
出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。
- 同居家族に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、お子様本人は登校自粛の必要はありません。
- お子様本人が未診断の体調不良の時も、登校を一律に制限することはありません。ただし、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をせずに、自宅で休養するなど、ご家庭においても健康観察に努めていただきますようお願いいたします。この場合、「欠席」扱いとなります。
- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、感染不安を理由に学校を休ませたい場合には、校長の判断で「欠席」扱いとならないこともありますので、ご相談ください。
- 感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられますので、ご理解ください。（季節性インフルエンザと同じ対応）
- 登校時に体育館で一斉に検温結果及び健康状態の把握は行っていましたが、各教室での児童の自己申告による健康観察をもって健康状態の確認とします。「健康観察表」による検温と健康観察のチェックは行いませんので、毎朝の検温は行っていただかなくて結構です。（ランドセルについていた袋などは、ご家庭で処分していただいて構いません。）

2 引き続きお願いしたいこと

- 登校後に、お子様に発熱等の症状が見られる場合には、早退させますので、お迎えをお願いします。症状がなくなるまでは自宅で休養していただき、医療機関での受診をお願いします。また、受診状況を学校まで連絡いただけますようお願いいたします。
- 学校においては、換気、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を継続します。ご家庭におかれましても、感染対策の継続をお願いいたします。